

一部改定案(H29年度基本方針)	現行(H24年度府基本方針)
<p>平成29(2017)年現在、米国で世界最初の後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)症例が1981年に報告されて36年が経過した。2016年版のUNAIDS「ファクトシート2016年」によれば、2015年には、3670万人が HIV とともに生きているとされ、(2010年比10%増)、2015年の世界における HIV 新規感染者数は210万人(2010年以降比6%減)と減少傾向にある。</p> <p>我が国における平成28(2016)年のエイズ発生動向については、新規 HIV 感染者報告数は1003件と過去9位の報告数だったものの、エイズ患者の新規報告数は437件と過去6位であり、HIV 感染者数とエイズ患者数の累計は、27435件となった。新規 HIV 感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者報告数の割合は、約3割で推移している。年齢別では、新規 HIV 感染者においては、特に20から30歳代が多く、新規エイズ患者は特に30歳代が多く、50歳以上が約29%を占めており、新規 HIV 感染者およびエイズ患者の感染経路別においては、性的接触によるものが8割以上で、特に、男性同性間の性的接触によるものが多い。</p> <p>エイズを発症すれば致死性の疾患であった HIV 感染症は、1996年以降は多剤併用療法(HAART)により劇的に予後が改善され、「不治の特別な病」から「コントロール可能な慢性疾患」へと変化した。HIV 感染の早期発見及び早期治療により、感染者等は健常者と同等の生活を送ることができることとなった(長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきた)反面、HIV 治療の長期化から、治療に伴う合併症や併発症等を有する患者も認められるようになった。</p> <p>我が国の HIV・エイズ対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」に基づき策定される「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(以下「予防指針」という。)」に即して実施されており、当該予防指針は平成18年、24年及び29年度に全部改正を行っている。国の HIV・エイズ対策における重点都道府県の一つとして位置づけられる本府では、当該予防指針が策定される以前の平成8年より「大阪府エイズ対策基本方針」を策定し、「正しい知識の普及・啓発活動の強化」、「相談指導・検査体制の充実」、「医療体制の整備」、「治療研究の促進」を施策の方向と位置付け、HIV 感染のまん延防止、患者・感染者が安心して適切な治療を受けられるための医療体制の整備及び患者・感染者を社会全体でサポートすることにより「共生できる社会」を実現するため、人権に十分配慮した、総合的な HIV・エイズ対策を全庁的に推進してきたところである。</p> <p>今般の大阪府エイズ対策基本方針の一部改定は、HIV・エイズに係る「正しい知識の普及啓発及び教育」、「保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止」及び、「患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供」等を引き続き重点施策とし、特に普及啓発及び検査相談体制の充実により、早期発見及び早期治療へつなげるとともに、地域の医療連携の充実を図ることにより実効性のある施策とすることで、本府における HIV・エイズを取り巻く状況の変化と地域の実情に応じた HIV・エイズ対策の推進を図るべく、再検討を加えたものである。</p>	<p>改定にあたって</p> <p>平成24(2012)年現在、米国で世界最初の後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)症例が1981年に報告されて30年が経過した。2011年版のUNAIDS 世界エイズデーレポートによれば、2010年末の世界における HIV(ヒト免疫不全ウイルス)陽性者数は推定3400万人(2001年比17%増)、治療へのアクセスが急速に拡大した結果、世界の HIV 陽性者数は過去最高となった。一方、2010年の世界における HIV 新規感染者数は270万人(2001年比15%減)と減少傾向にあり、その理由として若者、セックスワーカーとその利用者、注射による薬物使用者、男性間で性行為を行う者(以下「MSM」という。)、トランスジェンダーといった人口集団の行動変容によるところが大きいとされた。</p> <p>我が国における平成23(2011)年のエイズ発生動向については、新規 HIV 感染者報告数は1056件と過去4位の報告数だったものの、エイズ患者の新規報告数は473件と過去最多6位を更新、HIV 感染者数とエイズ患者数の累計は1985年の調査開始以来、初めて2万人を超えた。当該調査によれば、我が国は他の多くの先進諸国とは異なりHIV 新規感染者・エイズ患者は地域的、年齢的に依然として広がりを見せており、平成22年においては新規 HIV 感染者の約70%を20から30歳代が占め、感染経路別においては大部分が性的接触による感染、特に、男性同性間の性的接触による国内感染事例が増加しているとのことである。本府における HIV 感染者・エイズ患者の発生動向も国と同様増加傾向にあり、平成23年12月31日時点の累計ではエイズ患者526人、HIV 感染者1,670人が報告されている(凝固因子製剤を原因とするものを除く)。本府における20から30歳代までの HIV 新規感染者は約74%、累計では約79%、また、男性同性間接触による HIV 新規感染者は約76%、累計は約73%を占めている。</p> <p>一方、エイズを発症すれば致死性の疾患であった HIV 感染症は、1996年以降は多剤併用療法(HAART)により劇的に予後が改善され、「不治の特別な病」から「コントロール可能な慢性疾患」へと変化した。HIV 感染の早期発見及び早期治療により長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきた反面、HIV 治療の長期化から、治療に伴う合併症や併発症等を有する患者も認められるようになった。</p> <p>我が国のエイズ対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」に基づき策定される「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(以下「予防指針」という。)」に即して実施されており、当該予防指針は平成18年及び24年に全部改正を行っている。国のエイズ対策における重点都道府県の一つとして位置づけられる本府では、当該予防指針が策定される以前の平成8年より「大阪府エイズ対策基本方針」を策定し、「正しい知識の普及・啓発活動の強化」、「相談指導・検査体制の充実」、「医療体制の整備」、「治療研究の促進」を施策の方向と位置付け、HIV 感染のまん延防止、患者・感染者が安心して適切な治療を受けられるための医療体制の整備及び患者・感染者を社会全体でサポートすることにより「共生できる社会」を実現するため、人権に十分配慮した、総合的なエイズ対策を全庁的に推進してきたところである。</p> <p>今般の大阪府エイズ対策基本方針の改正は、HIV・エイズに係る正しい知識の普及啓発及び教育、保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止及び、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等を重点施策とし、特に個別施策層への効果的な施策やその実効性を高めるための NGO 等との連携の重要性を明記する国の予防指針の改正理念を踏まえた上で、本府におけるエイズを取り巻く状況の変化と地域の実情に応じたエイズ対策の推進を図るべく、再検討を加えたものである。</p>

目次

1 大阪府のHIV・エイズを取り巻く状況**I. 大阪府のHIV感染者・エイズ患者の状況****II. HIV・エイズの早期発見・まん延防止****III. 医療提供体制****2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策****I. 府の実状に即した HIV 感染の予防及びまん延防止のための施策**

1. 正しい知識の普及啓発及び教育

2. 検査・相談体制の充実

3. 発生動向調査等による府内の状況把握並びに調査研究の推進

II. 医療を提供する体制の確保のための施策

1. 総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上

2. 連携の強化による良質かつ適切な医療・福祉提供体制の充実

3. 良質かつ適切な医療の提供のための人材の育成及び活用

III. 施策目標の設定及び施策の評価

1. 評価及び推進体制の確立

2. 大阪府エイズ対策基本方針の改定

IV. その他エイズ対策の推進に係る重要施策

1. 人権の尊重及び個人情報の保護

2. 関係機関及び関係団体との連携

V. 資料:大阪府における HIV 感染症・エイズの発生状況**3 大阪府が取り組むHIV・エイズに関する具体的な事業例**

資料

用語解説

(本編)

1 大阪府のHIV・エイズを取り巻く状況**I. 大阪府のHIV感染者・エイズ患者の状況**

○新規感染者・患者は依然として高い水準にあります。平成 28 年は HIV 感染者 140 人、エイズ患者 48 人でした。平成 28 年末の累積報告数は、3,223 人でした。

目次

I. 府の実状に即した HIV 感染の予防及びまん延防止のための施策

1. 正しい知識の普及啓発及び教育

2. 検査・相談体制の充実

3. 発生動向調査等による府内の状況把握並びに調査研究の推進

II. 医療を提供する体制の確保のための施策

1. 総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上

2. 連携の強化による良質かつ適切な医療・福祉提供体制の充実

3. 良質かつ適切な医療の提供のための人材の育成及び活用

III. 施策目標の設定及び施策の評価

1. 評価及び推進体制の確立

2. 大阪府エイズ対策基本方針の改定

IV. その他エイズ対策の推進に係る重要施策

1. 人権の尊重及び個人情報の保護

2. 関係機関及び関係団体との連携

V. 資料:大阪府における HIV 感染症・エイズの発生状況

資料

用語解説

(本編)

図1 新規 HIV 感染者および AIDS 患者報告数の年次推移

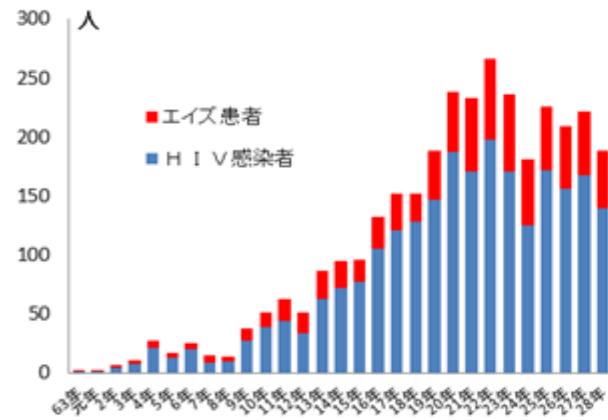
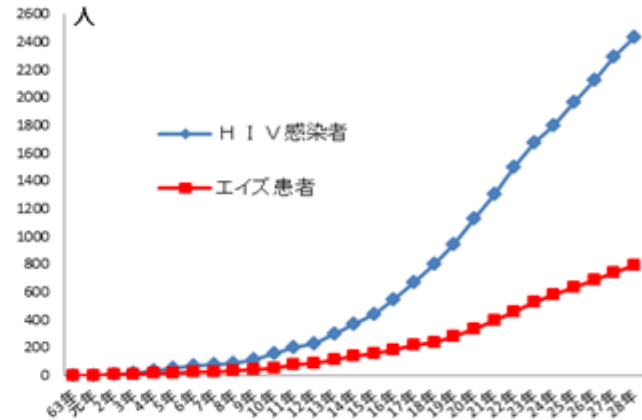


図2 累計報告数



出典 平成 28 年大阪府におけるエイズ発生動向

○平成 28 年報告数の感染経路内訳は、同性間性的接触が、HIV 感染者で 72.1%であった。エイズ患者における同性間性的接触は、48%で、平成 27 年の 60%より減少しました。一方、異性間性的接触が平成 27 年 15%から平成 28 年 35%と増加しました。

○同年齢区分内訳は、HIV 感染者では、20 代と 30 代が 66.1%、エイズ患者では、40 代以上が 72.9%を占めました。

II. HIV・エイズの早期発見・まん延防止

○府域の HIV 検査の受検者について、平成 28 年度は 15,460 件となっております。また、平成28年の府域のHIV検査の陽性率は 0.51%となり、前年とほぼ同じ水準となっております。

○若者や外国人、MSM 等の個別施策層を対象に効果的な啓発活動をすると同時に、各個別施策層に合わせた利便性のよい検査を実施しています。

具体的には、次の3つの層に分けた検査体制としています。

①クリニック検査

陽性率の高いMSMに限定した検査(計 11 か所の医療機関/匿名/本人負担 500 円)

②choCAST なんば

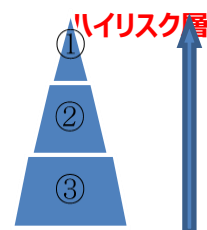
平日夜間・土日検査:就労者・学生などに配慮した利便性の高い検査

③府保健所検査

広く府民の相談・検査の受け皿としての検査

表1 HIV 検査機関別の受検者数

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
クリニック検査	—	484 件	380 件	275 件	210 件
choCAS なんば	5,518 件	7,077 件	7,233 件	7,115 件	6,394 件
保健所 等	9,292 件	9,784 件	10,121 件	9,372 件	8,856 件
合計	14,810 件	17,345 件	17,734 件	16,762 件	15,460 件

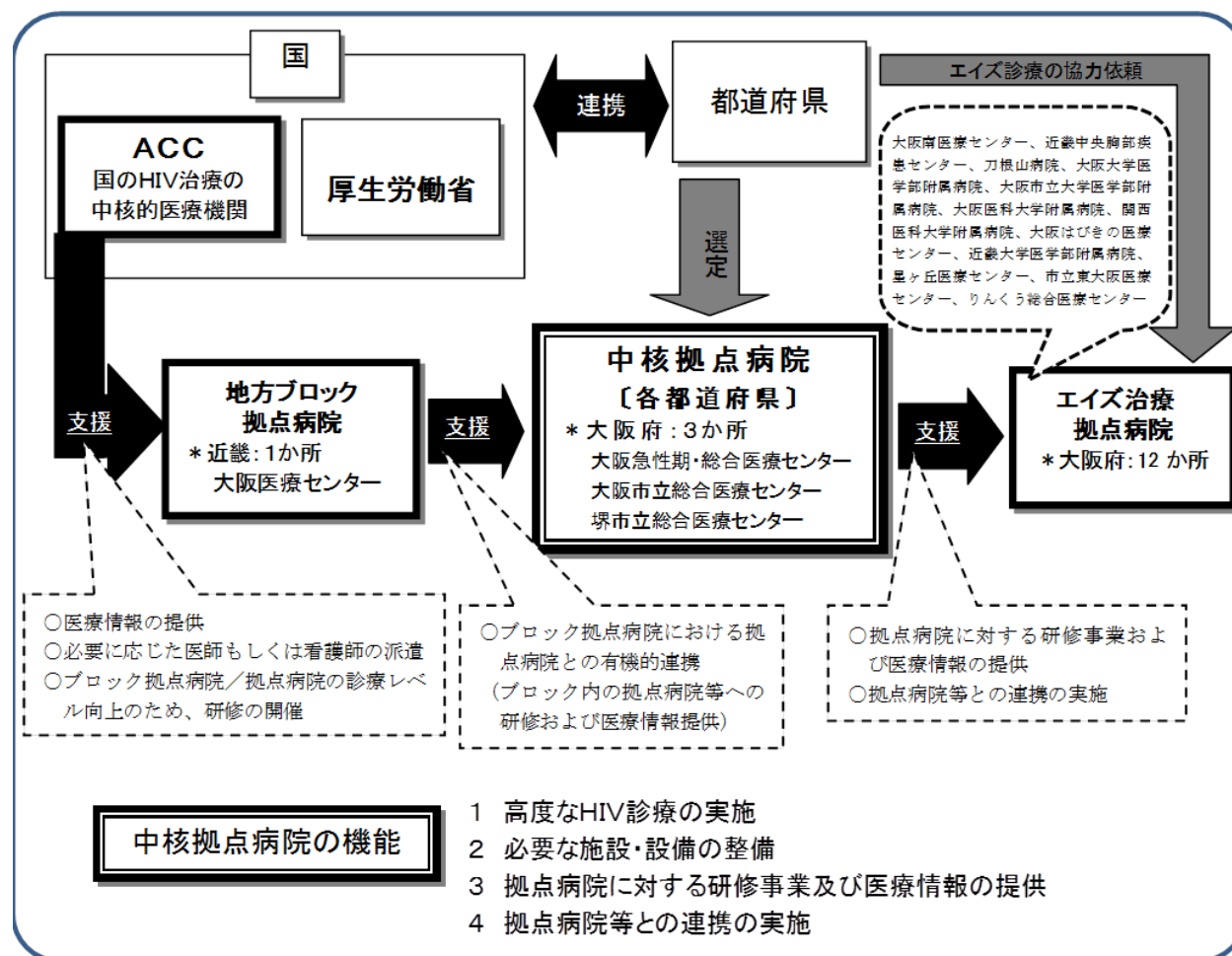


Ⅲ. 医療提供体制

○日本国内における HIV 感染症・エイズ患者の医療提供体制については、国立研究開発法人国立国際研究センター エイズ治療・研究開発センター（ACC）を中心とし、国内では 8 つのブロックごとに地方ブロック拠点病院、都道府県ごとに中核拠点病院、さらに都道府県域内に拠点病院が設置されています。

○大阪府においても、地方ブロック拠点病院及び中核拠点病院を中心とした医療体制が構築されています。

図3 中核拠点病院を中心とした医療体制



○HIV・エイズ治療の飛躍的な進歩により、慢性疾患と位置づけられ、患者の高齢化も進み、医療へのニーズも多様化してきています。しかし、地域で一般診療や歯科診療、透析等の治療を受けられる医療機関が少ないのが現状です。今後増加が予想されるこれらのニーズに対応するため、大阪府医師会をはじめとする関係機関との連携強化のもと、府内における総合的な医療体制の整備を図る必要があります。

○HIV 感染者等の歯科診療については、平成 28 年度現在、約 150 か所以上の協力歯科診療所の確保に努めています。HIV 感染者等が地域の歯科受診を希望する場合には、拠点病院の主治医から大阪府歯科医師会へ照会し、協力歯科診療所の紹介を受けることができます。また、緊急時は大阪府歯科医師会休日・夜間緊急歯科診療所にて対応可能になっています。

2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策

I. 府の実状に即した HIV 感染の予防及びまん延防止のための施策

<基本的考え方>

大阪府は、我が国**及び**本府における HIV 感染及びエイズの最大の感染経路が性的接触であり、一人ひとりの注意深い行動によりその予防が可能であること、**また、仮に HIV に感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を防止し、他人へ感染させる危険性を大幅に低減できること等を踏まえ、**①HIV・エイズに係る正しい知識の普及啓発及び②保健所等における検査・相談体制の充実を基本とする予防対策を重点的かつ計画的に進めていく。並行して③HIV感染との関係が深い性感染症対策及び④エイズ発生動向調査についても、保健所を中核として位置付け、取組の強化を図る。

特に、患者等や個別施策層に属する者に対しては、**医療機関及び患者団体を含む非営利組織又は非政府組織（以下「NGO 等」という。）**とも連携しながら対象者の実情に応じて、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努めるなど、検査を受けやすくするための体制強化に努める。

さらに、性的接触以外の感染経路である薬物乱用（静注薬物の使用によるもの）や輸血、母子感染、医療現場における事故等による偶発的な感染についても、引き続き、国や**ACC**、地方ブロック拠点病院、中核拠点病院、エイズ治療拠点病院、保健所等関係機関や関係施策と連携を強化し、正しい知識の普及啓発及び教育の充実、検査・相談体制の推進等の予防措置を強化する。

1. 正しい知識の普及啓発及び教育

(1)大阪府民に HIV 感染**症**・エイズに関する正確な情報の普及・啓発を行うため、ホームページや携帯サイト、テレビ、ラジオ等メディアの活用、報道機関等を通じた積極的な広報活動や、**関係団体と連携した**各種イベント、キャンペーンの開催等、効果的な媒体により次の情報を広くわかりやすく周知し、一人ひとりの行動変容を促進させていく。

- 1)科学的根拠に基づく正しい知識
- 2)保健所、NGO **等へ委託し実施する**検査場における検査・相談の利用に係る情報
- 3)医療機関を受診する上で必要な情報
- 4)性教育及び性感染症を含む性行動等における感染予防のための**コンドームの適切な使用等、具体的な方法を含めた**正しい知識
- 5)外国語冊子等による旅行者や外国人への情報提供

また、行動変容を起こしやすい環境を醸成していくために、個人のみならずそれらを取り巻く家庭、地域、学校、職場等に対しても学校教育を所管する関係機関や企業、公共団体等を所管する関係機関と連携を強化し、対象者に応じた効果的な教育資材の開発等、教育及び啓発体制の整備を図る。**さらに、知識及び経験を有する医療従事者は、普及啓発に携わる者に対する教育に積極的に協力を促す。**

(2)**青少年、外国人、及び**各個別施策層（特に **MSM**）の社会的背景に即した具体的な情報提供を積極的に行うため、保健所、医療機関、教育機関、企業、地域のコミュニティセンター、市町村やNGO等とも連携し、対象者の年齢、行動段階等の実情に応じた普及啓発用資材等を開発、受検・受療行動につながる効果的な普及啓発事業の定着を図る。特に、個別施策層における当事者を取り巻く環境や当事者自身の性的指向、性に対する考え方等といった多様な特性に応じた取組や教育を強化し、上述関係機関や当事者相互との連携・協力を図るとともに、本府

I. 府の実状に即した HIV 感染の予防及びまん延防止のための施策

<基本的考え方>

大阪府は、我が国**並びに**本府における HIV 感染及びエイズの最大の感染経路が性的接触であり、一人ひとりの注意深い行動によりその予防が可能であることを踏まえ、①HIV・エイズに係る正しい知識の普及啓発及び②保健所等における検査・相談体制の充実を基本とする予防対策を重点的かつ計画的に進めていく。並行して③HIV感染との関係が深い性感染症対策及び④エイズ発生動向調査についても、保健所を中核として位置付け、取組の強化を図る。

特に、患者等や個別施策層に属する者に対しては、NGO 等とも連携しながら対象者の実情に応じて、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努めるなど、検査を受けやすくするための体制強化に努める。

更に、性的接触以外の感染経路である薬物乱用（静注薬物の使用によるもの）や輸血、母子感染、医療現場における事故等による偶発的な感染についても、引き続き、国や**独立行政法人国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター（以下「ACC」という。）**、地方ブロック拠点病院、中核拠点病院、エイズ治療拠点病院、保健所等関係機関や関係施策と連携を強化し、正しい知識の普及啓発及び教育の充実、検査・相談体制の推進等の予防措置を強化する。

1. 正しい知識の普及啓発及び教育

(1)大阪府民に HIV 感染・エイズに関する正確な情報の普及・啓発を行うため、ホームページ、携帯サイト、テレビ、ラジオ等メディアの活用、報道機関等を通じた積極的な広報活動や、各種イベント、キャンペーン、**講演会**の開催等、効果的な媒体により次の情報を広くわかりやすく周知し、一人ひとりの行動変容を促進させていく。

- 1)科学的根拠に基づく正しい知識
- 2)保健所、**ohot-CAST なんば（以下「CGN」という。）**等検査場における検査・相談の利用に係る情報
- 3)医療機関を受診する上で必要な情報
- 4)性教育及び性感染症を含む性行動等における感染予防のための正しい知識
- 5)外国語冊子等による旅行者や外国人への情報提供

また、行動変容を起こしやすい環境を醸成していくために、個人のみならずそれらを取り巻く家庭、地域、学校、職場等に対しても学校教育を所管する関係機関や企業、公共団体等を所管する関係機関と連携を強化し、対象者に応じた効果的な教育資材の開発等、教育及び啓発体制の整備を図る。

(2)各個別施策層の社会的背景に即した具体的な情報提供を積極的に行うため、保健所、医療機関、教育機関、企業、地域のコミュニティセンター、市町村やNGO等とも連携し、対象者の年齢、行動段階等の実情に応じた普及啓発用資材等を開発、受検・受療行動につながる効果的な普及啓発事業の定着を図る。特に、個別施策層における当事者を取り巻く環境や当事者自身の性的指向、性に対する考え方等といった多様な特性に応じた取組や教育

においてはこれらの連携の中心的役割を果たし、さらに HIV・エイズに係る正しい知識の普及啓発・教育を行うにあたり要となる担当職員等の資質の向上と幅広い養成に努める。

(3) 医療従事者等に対しては、**医療・福祉・介護の現場において、標準感染予防策をとることが、感染制御の観点から重要であり、本府は、ブロック拠点病院、中核拠点病院及びエイズ治療拠点病院の連携の下、全ての医療機関、介護施設等において感染者などへの対応が可能となるよう、医療・介護従事者等に対する教育を行う。また、医師会、歯科医師会、福祉介護関係機関とも連携し、HIV に係る最新知見等のみならず、個別施策層を含む患者等の心理や患者等を取り巻く社会的状況等の理解、人権の尊重や個人情報の保護及び情報管理に関する研修会等の取組を強化していく。**

2. 検査・相談体制の充実

様々な背景を持つ感染者が、早期に検査を受検し、適切な相談及び医療機関への紹介を受けることにより、HIV 感染の予防及びまん延の防止のみならず、感染者個人の発症又は重症化を防止することができるよう、利用者の立場に立った検査・相談の機会の拡充につながる取組を強化する。また、この検査・相談の機会を、一人ひとりに対して行動変容を促す機会と位置付け、利用者の立場に立った取組を講じていく。

保健所等における無料・匿名による検査・相談体制の充実を図るに際し、NGO等や必要に応じて医療機関とも連携し、個人情報の保護に配慮しつつ、**他の性感染症との同時検査**、利便性の高い場所と夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施する。取組にあたっては、検査・相談を受けられる場所と時間帯等の周知を行うなど、利用の機会の拡大を促進するよう努める。更に各種イベント等集客が多く見込まれる機会を利用すること等により、検査・相談の利用に係る情報の周知にも努める。

(1) 受検者のうち希望する者に対しては、関係機関や NGO 等と連携し、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査を行う。

(2) 検査の結果が陽性であった者には、早期治療・発症予防の重要性を認識させるとともに、適切な相談及び医療機関への紹介による早期治療・発症予防の機会を提供し、医療機関への受診に**確実につなげる**とともに、陽性者の支援のための相談等にも積極的に対応する。

(3) 検査の結果が陰性であった者には行動変容を促し、必要に応じて継続的な検査後の相談にも対応する。

(4) 保健所等における性感染症検査の際には、HIV検査の受検も勧奨する。

(5) 特に個別施策層に対しては、その人権や社会的背景に最大限配慮しつつ、NGO等と連携した取組を実施し、対象者の実情に応じた、利用の機会の拡大を促進する取組を**引き続き**強化する。相談においては、専門の研修を受けた者によるもののみならず、ピア・カウンセリング(患者等や個別施策層の当事者による相互相談をいう。以下同じ。)を活用する等、心理的・社会的背景にも十分に配慮した体制を図る。

(6) HIV感染の予防や医療の提供に関する保健医療相談需要の多様化に対応するため、その地域の患者等やNGO等とも連携し、夜間・休日相談や外国人相談窓口を含めた相談窓口の維持強化に努めるとともに、性感染症や妊娠時等様々な相談サービスとの連携やメンタルヘルスケアを重視した 相談等も含む保健医療相談の質的向上を図る。

3. 発生動向調査等による府内の状況把握並びに調査研究の推進

(1) 大阪府は、患者等の権利及び個人情報の保護に配慮した上で、府内の **HIV 感染症**・エイズに係る発生動向を正確に把握するための体制整備を、保健所を中核として関係機関と引き続き連携強化していくことにより、法に基づくエイズ発生動向調査並びに患者等への説明と同意の上で行われる、病状に変化を生じた事項に関する報告

を強化し、上述関係機関や当事者相互との連携・協力を図るとともに、本府においてはこれらの連携の中心的役割を果たし、**更に** HIV・エイズに係る正しい知識の普及啓発・教育を行うにあたり要となる担当職員等の資質の向上と幅広い養成に努める。

(3) 医療従事者等に対しては、医師歯科医師会、福祉介護関係機関とも連携し、HIV に係る最新知見等のみならず、個別施策層を含む患者等の心理や患者等を取り巻く社会的状況等の理解、人権の尊重や個人情報の保護及び情報管理に関する研修会等の取組を強化していく。

2. 検査・相談体制の充実

様々な背景を持つ感染者が、早期に検査を受検し、適切な相談及び医療機関への紹介を受けることにより、HIV 感染の予防及びまん延の防止のみならず、感染者個人の発症又は重症化を防止することができるよう、利用者の立場に立った検査・相談の機会の拡充につながる取組を強化する。また、この検査・相談の機会を、一人ひとりに対して行動変容を促す機会と位置付け、利用者の立場に立った取組を講じていく。

保健所等における無料・匿名による検査・相談体制の充実を図るに際し、NGO等や必要に応じて医療機関とも連携し、個人情報の保護に配慮しつつ、利便性の高い場所と夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施する。取組にあたっては、検査・相談を受けられる場所と時間帯等の周知を行うなど、利用の機会の拡大を促進するよう努める。更に各種イベント等集客が多く見込まれる機会を利用すること等により、検査・相談の利用に係る情報の周知にも努める。

(1) 受検者のうち希望する者に対しては、関係機関や NGO 等と連携し、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査を行う。

(2) 検査の結果が陽性であった者には、早期治療・発症予防の重要性を認識させるとともに、適切な相談及び医療機関への紹介による早期治療・発症予防の機会を提供し、医療機関への受診を**確実に促す**とともに、陽性者の支援のための相談等にも積極的に対応する。

(3) 検査の結果が陰性であった者には行動変容を促し、必要に応じて継続的な検査後の相談にも対応する。

(4) 保健所等における性感染症検査の際には、HIV検査の受検も勧奨する。

(5) 特に個別施策層に対しては、その人権や社会的背景に最大限配慮しつつ、NGO等と連携した取組を実施し、対象者の実情に応じた、利用の機会の拡大を促進する取組を強化する。相談においては、専門の研修を受けた者によるもののみならず、ピア・カウンセリング(患者等や個別施策層の当事者による相互相談をいう。以下同じ。)を活用する等、心理的・社会的背景にも十分に配慮した体制を図る。

(6) HIV感染の予防や医療の提供に関する保健医療相談需要の多様化に対応するため、その地域の患者等やNGO等とも連携し、夜間・休日相談や外国人相談窓口を含めた相談窓口の維持強化に努めるとともに、性感染症や妊娠時等様々な相談サービスとの連携やメンタルヘルスケアを重視した相談等も含む保健医療相談の質的向上を図る。

3. 発生動向調査等による府内の状況把握並びに調査研究の推進

(1) 大阪府は、患者等の権利及び個人情報の保護に配慮した上で、府内のエイズに係る発生動向を正確に把握するための体制整備を、保健所を中核として関係機関と引き続き連携強化していくことにより、法に基づくエイズ発生動向調査並びに患者等への説明と同意の上で行われる、病状に変化を生じた事項に関する報告(任意報告)に対

(任意報告)に対する国との連携を図る。また、本府における施策の方向性を検討するに際し、特に府内の HIV 感染症・エイズ患者の発生動向を踏まえた各研究班からの研究成果を定期的に確認する。これらの分析結果は特に府域におけるエイズに係る正しい知識の普及啓発等の施策の推進のため積極的に活用し、国と協力する国立感染症研究所、研究班(厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業に係る研究者や研究班をいう。以下同じ。)及びNGO等とは必要に応じて患者等に関する疫学調査・研究等の関連情報を収集する等連携することにより分析に寄与する。

(2)大阪府は、エイズ発生動向調査等の結果やその分析に関する情報を、多様な媒体を通じて、府民に対し広く公開及び提供を行う。

(3)国際連合エイズ合同計画(UNAIDS)では第一に感染者等が検査を受け感染していることを自覚し、第二に定期的に治療を受け、第三に他者に感染させない状態にまでウイルス量を低下させるという一連のプロセスをケアカスケードと称しているが、感染者等を減らしていくためには、このケアカスケードの評価に資する疫学調査・研究などを継続的に実施する必要があり、本府は関連情報を収集する等連携することにより分析に寄与する。

大阪府が推進する具体的事業例

【啓発事業】

- ・保健所等における性感染症検査同時受検の勧奨
- ・街頭キャンペーンによる啓発活動
- ・エイズ予防週間実行委員会によるイベント活動
- ・保健所等における研修会の実施（教育機関、地域、企業、公共団体等）
- ・保健所等による学校等教育機関へのエイズ教育支援（イベント活動を含む）
- ・養護教諭を含む学校教育機関との連携による学校現場で活用可能な教育媒体の開発
- ・地域、企業や公共団体等に対する啓発活動（予防教育用の教育媒体の開発を含む）
- ・ホームページ、携帯サイト等メディアを活用した啓発活動
- ・啓発用冊子等の作成配布
- ・各種ランドマークを活用した啓発活動
- ・献血センター等と連携した啓発活動
- ・普及啓発プログラムの情報提供（NGO等の連携による）
- ・性感染症予防学習会（MSM向けSTI学習会：NGO等の連携による）の開催
- ・コミュニティセンターとの連携による啓発活動（NGO等の連携による）

【検査事業】

- ・保健所における性感染症検査の同時実施
- ・関係機関との連携によるイベント検査の実施
- ・土日、夜間検査の実施（NGO等の連携による）
- ・一部保健所におけるHIV即日検査の実施
- ・クリニック検査キャンペーンの実施
- ・保健所における針刺し等HIV感染予防体制の充実

【相談事業】

- ・保健所におけるエイズ相談
- ・NGO等によるエイズ相談電話の情報提供
- ・外国人電話相談（NGO等の連携による）

する国との連携を図る。また、本府における施策の方向性を検討するに際し、特に府内の HIV 感染症・エイズ患者の発生動向を踏まえた各研究班からの研究成果を定期的に確認する。これらの分析結果は特に府域におけるエイズに係る正しい知識の普及啓発等の施策の推進のため積極的に活用**するため**、国と協力する国立感染症研究所、研究班(厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業に係る研究者や研究班をいう。以下同じ。)及びNGO等とは必要に応じて患者等に関する疫学調査・研究等の関連情報を収集する等連携することにより分析に寄与する。

(2)大阪府は、エイズ発生動向調査等の結果やその分析に関する情報を、多様な媒体を通じて、府民に対し広く公開及び提供を行う。

大阪府が推進する具体的事業例

【啓発事業】

- ・保健所等における性感染症検査同時受検の勧奨
- ・街頭キャンペーンによる啓発活動
- ・エイズ予防週間実行委員会によるイベント活動
- ・保健所等における研修会の実施（教育機関、地域、企業、公共団体等）
- ・保健所等による学校等教育機関へのエイズ教育支援（イベント活動を含む）
- ・養護教諭を含む学校教育機関との連携による学校現場で活用可能な教育媒体の開発
- ・地域、企業や公共団体等に対する啓発活動（予防教育用の教育媒体の開発を含む）
- ・ホームページ、携帯サイト等メディアを活用した啓発活動
- ・啓発用冊子等の作成配布
- ・各種ランドマークを活用した啓発活動
- ・献血センター等と連携した啓発活動
- ・普及啓発プログラムの情報提供（NGO等の連携による）
- ・性感染症予防学習会（MSM向けSTI学習会：NGO等の連携による）の開催
- ・コミュニティセンターとの連携による啓発活動（NGO等の連携による）

【検査事業】

- ・保健所における性感染症検査の同時実施
- ・関係機関との連携によるイベント検査の実施
- ・土日、夜間検査の実施（~~CGN~~・NGO等の連携による）
- ・一部保健所におけるHIV即日検査の実施
- ・クリニックキャンペーンの実施（~~基金事業~~・NGO等の連携による）
- ・保健所における針刺し等HIV感染予防体制の充実

【相談電話事業】

- ・保健所**及び大阪府庁**におけるエイズ相談**電話**
- ・NGO等によるエイズ相談電話の情報提供
- ・外国人電話相談（NGO等の連携による）

~~【地域医療再生基金事業（NGO等の連携による）】~~

~~＜エイズ予防啓発キャンペーン事業＞~~

~~・公共交通機関を活用した広告/ポスター等~~

~~・WEB広告~~

~~＜個別施策層特化事業＞~~

~~・各施策層向けWEBサイトの構築~~

【発生動向調査事業等】

- ・感染症発生動向調査委員会による分析・評価
- ・研究班及び NGO 等との連携による調査研究（アンケート含む）
- ・ホームページによる情報公開及び提供
- ・「大阪府におけるエイズ発生動向」年報の作成及び配布・ホームページ公表

II. 医療を提供する体制の確保のための施策

1. 総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上

大阪府は、府内におけるエイズ患者、HIV 感染者等に対する医療及び施策を充実させることともに目的に、国と連携して地方ブロック拠点病院、中核拠点病院、及びエイズ治療拠点病院の緊密な連携と機能の強化、**分担**を推進し、総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上及び標準化を図る。また、一般の医療機関においても診療機能に応じた患者主体の良質かつ適切な医療が居住地で安心して受けられるように、医師会、歯科医師会等の関係団体や患者団体の協力のもと、各拠点病院及び地域診療所等の機能分担による診療連携の充実を図る。

さらに、検査受検や感染の予防に関する啓発及び情報提供を円滑に行うための、専門的医療と保健医療サービス及び福祉サービスとの連携強化を図ることにより総合的な診療体制の確保を目指す。**また、十分な説明と同意に基づき**、患者等の精神的、心理的な側面も配慮した受診しやすい環境づくりを**進め**、適切な療養指導を含む同意に基づいた医療の推進にも努める。

2. 連携の強化による良質かつ適切な医療・福祉提供体制の充実

大阪府は、各種拠点病院の役割を明確にしつつ、必要に応じて患者等を含む関連団体とも連携しながら、次の項目の構築、推進、充実等に取り組む。

- (1) 各拠点病院間の緊密な連携
- (2) 各拠点病院、地域の診療所等の相互の研修、医療情報の提供等による診療の質の向上
- (3) 早期治療の有用性の啓発および推進**
- (4) 各種拠点病院における医療従事者への啓発**
- (5) 各種拠点病院間および地域の病院などの診療連携の推進及び充実**
- (6) 各種拠点病院としての担当診療科を中心とした医療提供体制の維持**
- (7) 中核拠点病院が設置する連絡会議に係る連絡調整**
- (8) 中核拠点病院における、エイズ診療に十分経験のある医師の確保**
- (9) 各種拠点病院と歯科診療所との連携構築による、患者等への遅滞なき歯科診療の提供**
- (10) 結核、悪性腫瘍、慢性腎障害、肝炎・肝硬変、精神疾患(薬物依存を含む)等の併発症を有する患者への治療(透析治療含む)及び抗 HIV 薬の投与に伴う有害事象等への対応等、主要な合併症・併発症対策に係る専門とする診療科および医療機関間の連携の強化**
- (11) 患者等が主体的に療養環境を選択し得る長期療養・在宅療養のための、各種拠点病院と地域医師会・歯科医**

- ・**医療機関及び保健所への外国語等パンフレットの配布**
- ・**NGO 等を担う人材の育成による体制の整備**
- ・**郵送検査キットを用いた HIV 検査の普及啓発**
- ・**1000円検査キャンペーン**

【発生動向調査事業等】

- ・感染症発生動向調査委員会による分析・評価
- ・研究班及び NGO 等との連携による調査研究（アンケート含む）
- ・ホームページによる情報公開及び提供
- ・「大阪府におけるエイズ発生動向」年報の作成及び配布・ホームページ公表

II. 医療を提供する体制の確保のための施策

1. 総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上

大阪府は、府内におけるエイズ患者、HIV 感染者等に対する医療及び施策を充実させることを目的に、国と連携して地方ブロック拠点病院、中核拠点病院及びエイズ治療拠点病院の緊密な連携と機能の強化を推進し、総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上及び標準化を図る。また、一般の医療機関においても診療機能に応じた患者主体の良質かつ適切な医療が居住地で安心して受けられるよう**な基盤を整備するため**、医師会、歯科医師会等の関係団体や患者団体の協力のもと、各拠点病院及び地域診療所等**間**の機能分担による診療連携の充実を図り、**早期に患者等へ適切な医療を提供出来るように努める**。

更に、検査受検や感染の予防に関する啓発及び情報提供を円滑に行うための、専門的医療と保健医療サービス及び福祉サービスとの連携強化を図ることにより総合的な診療体制の確保を目指す**とともに**、患者等の精神的、心理的な側面も配慮した受診しやすい環境づくり**に対する適切な療養指導を含む十分な説明と同意に基づいた医療の推進**にも努める。

2. 連携の強化による良質かつ適切な医療・福祉提供体制の充実

大阪府は、各種拠点病院の役割を明確にしつつ、必要に応じて患者等を含む関連団体とも連携しながら、中核拠点病院を中心に次の項目の構築、推進、充実等に取り組む。

- (1) 各拠点病院間の緊密な連携
- (2) 各拠点病院、地域の診療所等の相互の研修、医療情報の提供等による診療の質の向上
- (3) 各種拠点病院における医療従事者への啓発
- (4) 各種拠点病院**間**の診療連携の推進及び充実
- (5) 各種拠点病院としての担当診療科を中心とした医療提供体制の維持
- (6) 中核拠点病院が設置する連絡**協議会の構築**
- (7) 中核拠点病院における、エイズ診療に十分経験のある医師の確保
- (8) 各種拠点病院と歯科診療所との連携構築による、患者等への遅滞なき歯科診療の提供
- (9) 結核、悪性腫瘍**等の合併症**や肝炎・肝硬変等の併発症を有する患者への治療及び抗 HIV 薬の投与に伴う有害事象等への対応等、主要な合併症・併発症対策に係る専門とする診療科間の連携の強化
- (10) 患者等が主体的に療養環境を選択し得る長期療養・在宅療養のための、各種拠点病院と地域医師会・歯科医**

医師会等との連携の推進による、各種拠点病院と**地域の病院、介護・福祉サービス事業所**との連携体制の構築

(12) 患者等の理解と同意が得られる医療の提供に係る十分な説明。治療に伴う心理的負担を有する患者に対しては、診断早期からの精神医学的介入による治療の提供

(13) 一般医療機関での診療を促進するための、地域の医療機関及び受診する患者等が専門医等の意見を聞けるような連携体制の構築

(14) 個別施策層、特に外国人に対する医療への対応にあたっては、職業、国籍、感染経路などによって医療やサービス、情報の提供に支障が生じることのないよう、医療従事者に対する研修を実施するとともに、NGO等とも協力し、通訳等の確保による多言語での対応を充実

(15) 患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、その地域のNGO等との連携体制、社会資源の活用等についての情報を周知するとともに、専門知識に基づく医療社会福祉相談(医療ソーシャルワーク)やピア・カウンセリング等の研修の機会を拡大し、医療機関や地域のNGO等と連携した生活相談支援のプログラムを推進

(16) **地域の特性に考慮しながら医療、介護、福祉等の関連施策と有機的に連携した上で、府民に身近な保健、介護又は福祉サービスを一体的に提供できる体制整備を担う市町村がその役割を十分に果たせるように、保健所が協力し、エイズを取り巻く地域の保健対策を推進**

3. 良質かつ適切な医療の提供のための人材の育成及び活用

大阪府は、良質かつ適切な医療の提供のため、HIV **感染症・エイズ**に関する専門的な教育・研修を推進することにより個別施策層のみならず多様な人間の性について理解し対応できる人材、また治療に伴う心理的負担を有する患者に対する精神的**サポートを担える**人材の育成を図る。また、教育・研修を受けた人材の効率的な活用支援及び人材の育成による治療水準の向上に努める。

大阪府が推進する具体的事業例

【医療提供体制事業】

- ・拠点病院間のエイズ専門医の派遣調整
- ・保健所による地域における医科及び歯科診療所等の開拓
- ・**拠点病院と一般医療機関連携の推進**
- ・中核拠点病院連絡協議会の開催補助
- ・医療機関等における針刺し等 HIV 感染防止体制の整備
- ・外国人診療受入れ医療機関の発掘（NGO 等の連携による）
- ・医療機関、保健所等へのカウンセラー制度
- ・ホームページ等による医療機関向け情報提供
- ・HIV感染者及びエイズ患者に係る歯科診療連携体制の構築

【長期及び在宅療養その他患者等の QOL に係る相談支援事業】

- ・保健所等による在宅療養の支援
- ・保健所による NGO 等が実施する日常生活支援等サービスの情報提供等
- ・情報提供用冊子等の作成配布
- ・**介護サービス事業者への啓発、連携の推進**

【人材育成事業】

- ・医療関係団体及び医療従事者等（**合併症担当・精神的サポート**担当を含む）への各種研修会開催にかかる情報提供
- ・保健所等職員向け研修（国のエイズ対策研修、エイズカウンセリング研修等）

医師会等との連携の推進による、各種拠点病院と**慢性期病院**との連携体制の構築

(11) 患者等の理解と同意が得られる医療の提供に係る十分な説明。治療に伴う心理的負担を有する患者に対しては、診断早期からの精神医学的介入による治療の提供

(12) 一般医療機関での診療を促進するための、地域の医療機関及び**そこに**受診する患者等が専門医等の意見を聞けるような連携体制の構築。**個人情報保護に万全を期した上で、HIV診療支援ネットワークシステム(A-net)等の情報網の普及や患者等本人の同意を前提として行われる診療の相互支援の促進**

(13) 個別施策層、特に外国人に対する医療への対応にあたっては、職業、国籍、感染経路などによって医療やサービス、情報の提供に支障が生じることのないよう、医療従事者に対する研修を実施するとともに、NGO等とも協力し、通訳等の確保による多言語での対応を充実

(14) 患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、その地域のNGO等との連携体制、社会資源の活用等についての情報を周知するとともに、専門知識に基づく医療社会福祉相談(医療ソーシャルワーク)やピア・カウンセリング等の研修の機会を拡大し、医療機関や地域のNGO等と連携した生活相談支援のプログラムを推進

3. 良質かつ適切な医療の提供のための人材の育成及び活用

大阪府は、良質かつ適切な医療の提供のため、HIV に関する専門的な教育・研修を推進することにより個別施策層のみならず多様な人間の性**やセクシャル**多剤併用療法について理解し対応できる人材、また治療に伴う心理的負担を有する患者に対する精神的**科担当を含めたHIV治療に関わる医療従事者に関する**人材の育成を図るとともに、それを受けた人材の効率的な活用支援及び人材の育成による治療水準の向上に努める。

大阪府が推進する具体的事業例

【医療提供体制事業】

- ・拠点病院間のエイズ専門医の派遣調整
- ・保健所による地域における医科及び歯科診療所等の開拓

- ・中核拠点病院連絡協議会の開催補助
- ・医療機関等における針刺し等 HIV 感染防止体制の整備
- ・外国人診療受入れ医療機関の発掘（NGO 等の連携による）
- ・派遣カウンセラー制度
- ・ホームページ等による医療機関向け情報提供
- ・HIV感染者及びエイズ患者に係る歯科診療連携体制の構築

【長期及び在宅療養その他患者等の QOL に係る相談支援事業】

- ・保健所等による在宅療養の支援
- ・保健所による NGO 等が実施する日常生活支援等サービスの情報提供等
- ・情報提供用冊子等の作成配布

【人材育成事業】

- ・医療関係団体及び医療従事者等（精神科担当を含む）への各種研修会開催にかかる情報提供
- ・保健所等職員向け研修（国のエイズ対策研修、エイズカウンセリング研修等）
- ・保健所担当職員等に対する結核、悪性腫瘍等の合併症や肝炎・肝硬変等の併発症対策に係る研修

Ⅲ. 施策目標の設定及び施策の評価

1. 評価及び推進体制の確立

(1) 大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会の設置・運営

大阪府のHIV感染症・エイズ対策の推進に関し専門的な立場から幅広い意見を提言するための機関として学識者、医療・検査関係者、教育関係者、医師会等や大阪府で構成する「**大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会**」を設置しており、大阪府が実施する事業の評価及び取り組むべき課題の方向性を検討していく。

(2) エイズ医療委員会の設置・運営

大阪府のHIV感染症・エイズに関する医療従事者への啓発、医療・診療連携、医療機関の診療方法、相談体制、感染防止対策等の指導・普及等、府内のエイズ医療体制の整備・推進に係る専門の事項を協議するため、**上述(1)の部会に**、地方ブロック拠点病院、中核拠点病院及びエイズ治療拠点病院等の医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会、**病院協会、私立病院協会、看護協会**等の医療関係団体及び行政で組織する「**エイズ医療委員会**」を設置しており、進捗状況の評価・検討していく

2. 大阪府エイズ対策基本方針の改定

大阪府は、大阪府感染症予防計画を補完する方針として「大阪府エイズ対策基本方針」を策定し、本方針に則り施策目標等を設定することにより本府の総合的な**HIV感染症・エイズ対策**を講じていく。本方針は正しい知識の普及啓発、保健所等における検査・相談体制の充実及び医療提供体制の確保等を重点に、**国が定める「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を踏まえ**、5年ごとに再検討を加え、必要があると認める時はこれを見直す。

本方針に即して設定された具体的な各施策目標及び実施状況等については、上述の**大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会**における意見等を踏まえ、本府保健所担当者及び**(地独)大阪健康安全基盤研究所**職員で構成する「HIV 及び性感染症対策推進会議」等にて報告、評価、検討調整を重ね、国や各研究班、患者等、医療関係者、NGO等の関係者とも随時意見を交換しながら必要に応じて改善していく。

大阪府が推進する具体的事業例

- ・ **大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会**の設置・運営及び施策目標の設定・評価
- ・ **エイズ医療委員会**の設置・運営及び施策目標の設定・評価
- ・ HIV 及び性感染症対策推進会議の設置・運営及び施策目標の設定・評価
- ・ 大阪府エイズ対策基本方針の策定及び改定

Ⅳ. その他エイズ対策の推進に係る重要施策

1. 人権の尊重及び個人情報の保護

保健所、医療機関等の保健医療部門及び福祉施策部門、学校、就労斡旋・相談窓口、企業の採用担当窓口及び

Ⅲ. 施策目標の設定及び施策の評価

1. 評価及び推進体制の確立

(1) 大阪府エイズ対策推進本部及び大阪府エイズ対策検討会の設置

大阪府におけるエイズ対策の推進に関し、序内関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るため、知事を本部長とする「大阪府エイズ対策推進本部」を設置する。

また、大阪府のエイズ対策の推進に関し専門的な立場から幅広い意見を提言するための機関として学識者、医療・検査関係者、教育関係者、医師会、**NGO**等や大阪府で構成する「**大阪府エイズ対策検討会**」を設置し、大阪府が実施する事業の評価及び取り組むべき課題の方向性を検討していく。

(2) 大阪府エイズ対策検討会医療体制推進部会の設置

大阪府エイズ対策検討会の部会として地方ブロック拠点病院、中核拠点病院及びエイズ治療拠点病院等の医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体及び行政で組織する「**大阪府エイズ対策検討会医療体制推進部会**」を設置し、府内のエイズ医療体制の整備、エイズに関する医療従事者への啓発、医療・診療連携、医療機関の診療方法、相談体制、感染防止対策等の指導・普及体制等、医療提供対策の推進に関し協議しつつ医療体制整備の進捗状況の評価・検討していく。

2. 大阪府エイズ対策基本方針の改定

大阪府は、大阪府感染症予防計画を補完する方針として「大阪府エイズ対策基本方針」を策定し、本方針に則り施策目標等を設定することにより本府の総合的なエイズ対策を講じていく。本方針は正しい知識の普及啓発、保健所等における検査・相談体制の充実及び医療提供体制の確保等を重点に、**少なくとも**5年ごとに再検討を加え、必要があると認める時はこれを見直す。

本方針に即して設定された具体の各施策目標及び実施状況等については、上述の**大阪府エイズ対策検討会とその部会である大阪府エイズ対策検討会医療体制推進部会、大阪府エイズ対策推進本部、本府及び府内政令市・中核市で構成する「エイズ予防週間実行委員会」**における意見等を踏まえ、本府保健所担当者及び**大阪府立公衆衛生研究所**職員で構成する「HIV 及び性感染症対策推進会議」や**各種主要施策にそれぞれ設置する「担当者ワーキンググループ」**等にて**複数年にわたり定期的に**報告、評価、検討調整を重ね、国や各研究班、患者等、医療関係者、NGO等の関係者とも随時意見を交換しながら必要に応じて改善していく。

大阪府が推進する具体的事業例

- ・ **大阪府エイズ対策推進本部の設置及び施策目標の設定・評価**
- ・ **大阪府エイズ対策検討会**の設置及び施策目標の設定・評価
- ・ **大阪府エイズ対策検討会医療体制推進部会**の設置及び施策目標の設定・評価
- ・ HIV 及び性感染症対策推進会議の設置及び施策目標の設定・評価
- ・ 大阪府エイズ対策基本方針の策定及び改定

Ⅳ. その他エイズ対策の推進に係る重要施策

1. 人権の尊重及び個人情報の保護

保健所、医療機関等の保健医療部門及び福祉施策部門、学校、就労斡旋・相談窓口、企業の採用担当窓口及び企

企業内等においては、患者等の人権の尊重及び個人情報の保護の徹底を図るため、各種研修や情報提供の場を活用し、関係機関への周知徹底に努める。また、機会あるごとに、NGO 等とも連携して医療現場や学校、企業等に対して広くHIV感染症への理解を深めるための人権啓発を推進し、学校や職場における患者等や個別施策層に対する偏見、差別の発生の未然の防止、あるいは具体的な偏見、差別の要因を撤廃するための正しい知識の普及啓発を実施する。

また、利用者及び患者等に説明と同意に基づく検査、診療、相談、調査等といった保健医療サービスや、相談窓口等に関する情報の提供、必要に応じて心理的支援としてのカウンセリングの機会が得られるよう、NGO等と連携して保健所や医療機関における職員への研修等を推進する。

2. 関係機関及び関係団体との連携

大阪府は、総合的なHIV・エイズ対策を実施するため、国、他府県市、府内市町村、医師会、**歯科医師会**、**HIV感染症**・エイズの感染予防及びまん延防止に係る関係部局や関係機関、各研究班、NGO等と必要に応じて協力連携を図り、各種施策が有効かつ継続的で質の高いものとなるように努めていく。

大阪府が推進する具体的事業例

- ・人権に関するパンフレット等作成・周知による正しい知識の普及啓発
- ・保健所職員等向け人権研修の実施
- ・個人情報保護条例の遵守
- ・関係機関及びNGO等関係団体との協力連携

V. 資料:大阪府における HIV 感染症・エイズの発生状況（略）

3 大阪府が取り組むHIV・エイズに関する具体的な事業例

※本文参照

業内等においては、患者等の人権の尊重及び個人情報の保護の徹底を図るため、各種研修や情報提供の場を活用し、関係機関への周知徹底に努める。また、機会あるごとに、NGO 等とも連携して医療現場や学校、企業等に対して広くHIV感染症への理解を深めるための人権啓発を推進し、学校や職場における患者等や個別施策層に対する偏見、差別の発生の未然の防止、あるいは具体的な偏見、差別の要因を撤廃するための正しい知識の普及啓発を実施する。

また、利用者及び患者等に説明と同意に基づく検査、診療、相談、調査等といった保健医療サービスや、相談窓口等に関する情報の提供、必要に応じて心理的支援としてのカウンセリングの機会が得られるよう、NGO等と連携して保健所や医療機関における職員への研修等を推進する。

2. 関係機関及び関係団体との連携

大阪府は、総合的なエイズ対策を実施するため、国、他府県市、府内市町村、**大阪府**医師会、エイズの感染予防及びまん延防止に係る関係部局や関係機関、各研究班、NGO等と必要に応じて協力連携を図り、各種施策が有効かつ継続的で質の高いものとなるように努めていく。

大阪府が推進する具体的事業例

- ・人権に関するパンフレット等作成・周知による正しい知識の普及啓発
- ・保健所職員等向け人権研修の実施
- ・個人情報保護条例の遵守
- ・関係機関及びNGO等関係団体との協力連携

V. 資料:大阪府における HIV 感染症・エイズの発生状況（略）